【別紙2】補助金見直し基準運用表

	し方向性	金見旦し基準連用表 具体的な判断基準	評 価 基 準	番号
		法令等により市が補助することが義務付けられてい るもの		1
現行維持		国、県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的であるもの		2
		財源の全額が特定財源であり、一般財源を伴わない もの		3
		他市町村との協議等により市の負担が決定している もの		4
		補助対象事業、団体等の適格性、補助の有効性が高 く、現行水準を維持する必要があるもの	総合評価Aのもの (※1)	5
縮小	10%削減	他の項目に該当しないもの	団体の設立から3年を経過する 団体に対する運営費補助を除く 総合評価Bのもの(※1)	6
州日/1、	50%削減		団体の設立から3年を経過する 団体に対する運営費補助を除く 総合評価Cのもの(※1)	7
費。	用変更	事業手法を見直し、市の直営又は委託方式等に変更 する必要があるもの。	2(3)が「0」評価のもの(※2)	8
	山	補助対象事業の目的・視点・内容が明確でないもの	1(1)が「0」評価のもの	9
		補助対象事業の公益性が認められないもの	1(2)が「0」評価のもの	10
		補助対象事業の必需性が認められないもの	1(3)が「0」評価のもの	11
		補助対象事業が社会情勢に合致していないもの	1(4)が「0」評価のもの	12
		補助対象事業の成果が認められないもの	2(1)が「0」評価のもの	13
廃		補助金の交付による効果が認められないもの	2(2)が「0」評価のもの	14
		団体等の事業活動の内容が団体等の目的と合致していないもの	3(1)が「0」評価のもの	15
		団体等の会計処理が不適切であるもの	3(2)が「0」評価のもの	16
		団体等の会計処理上、繰越金があるもの(運営費補助の場合のみ)	3(3)が「0」評価のもの	17
		補助対象事業、団体等の適格性、補助の有効性が著しく低いもの	総合評価Dのもの	18
		団体の設立から3年を経過した団体に対する運営費補助(団体の適格性が高いものを除く)	団体の設立から3年を経過した 団体に対する運営費補助で 総合評価 B・ C のもの	19

^{※1 2(3)}が「0」評価のものを除く

^{※2} 総合評価Dのものを除く